

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	発達障がい一次診断受診者名簿ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター診療所	
個人情報ファイルの利用目的	発達障がい一次診断事業における受診者のカルテ番号の採番及びカルテの検索のために利用する	
記録項目	1.カルテ番号、2.氏名、3.フリガナ、4.生年月日、5.性別、6.住所、7.電話番号、8.保護者等氏名、9.本人との関係	
記録範囲	発達障がい一次診断受診者	
記録情報の収集方法	エルムおおさか（大阪市発達障がい者支援センター）からの診療依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	-	